

令和3年度

教 育 行 政 方 針

安中市教育委員会

令和3年度

安中市の教育行政方針

基本理念

第2次安中市総合計画【計画期間：平成30年度から令和8年度までの9か年】では、『まちの将来像』として、

～みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか～

を理念として掲げています。

「総働」とは、市民と行政だけでなく、多分野にわたる専門家や事業者、団体、学校や研究機関等さまざまな主体が地域の課題を共有し、それぞれが自主的・主体的に取り組み、総力で地域の課題解決を目指すことを示します。

まちの将来像を実現するために、第2次安中市総合計画では、政策を6つの大綱に整理し、それぞれにまちづくりの「基本目標」を定めています。

その中で【政策大綱4】教育・文化・交流における「基本目標」として、

～生涯を通じて学び、人を育むまち～

を掲げています。この基本目標に基づき、すべての市民が生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、健やかでたくましく、しなやかに生きる力を持った子どもや若者を育てる教育を推進します。

基本方針

安中市教育委員会では、この第2次安中市総合計画で掲げられている基本目標のうち「生涯を通じて学び、人を育むまち」の着実な実現に向けて、当該計画の中で掲げられている4つの基本施策に沿って、令和3年度において具体的な取り組みを実践、展開してまいります。

なお、事業実施にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況について国や県、関係機関からの最新情報に注視しつつ感染拡大防止に配慮し進めてまいります。

- 1 生涯学習・社会教育の充実**
- 2 小・中学校教育の充実**
- 3 生涯スポーツの推進**
- 4 芸術・文化の振興**

基本目標 1 生涯学習・社会教育の充実

1 市民と社会ニーズに即した魅力的な学びの提供に努めます。

(1) 学習内容・発表機会の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、コロナ禍でも実施可能な市民と社会のニーズに即した各種講座を開催、市民の自己啓発や自己実現、人と人のつながりの深化を図ってまいります（オンライン講座等検討）。
- ・ 市民一人ひとりがコロナウイルスの基本的感染対策を徹底し、市民の学習意欲の向上と交流の促進を目指し、学習成果の発表や活用機会の充実を図ってまいります。

(2) 青少年教育の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、青少年の健全育成に向けて、関係団体と連携してコロナ禍でも実施可能な啓発や研修に取組むとともにパトロール活動の充実を図ってまいります。
- ・ 青少年に関する相談については、関係機関と連携・協力をしながら相談窓口機能の強化を図ってまいります。

(3) 図書館機能の充実

- ・ 市民の情報の拠点、生涯学習活動を支援する場としての図書館機能の充実を図るため、図書館内の配架を工夫し、資料の充実を図るとともに県立及び県内公立図書館との相互貸借、インターネットによる資料情報の提供等利用促進に努めます。
- ・ 2館の協力と連携を図るとともに、広報活動の展開によりサービスの充実を目指してまいります。またインターネットによる貸出予約や資料検索を推進し、利便性の向上とセキュリティ強化を図ってまいります。

2 学びの体制づくりを進めます。

(1) 団体と人材の育成

- ・ 社会教育団体の主体性、継続性を促進し、活動を支援するとともに、指導

者養成講座に関する情報の提供及び参加を推進してまいります。また社会のニーズに対応する活動を行う団体の育成、団体間の交流や連携強化の推進による人のつながりの拡充を図ります。

- ・ 地域の高齢者、民間企業、団体等幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進してまいります。

(2) 施設・設備の計画的な維持管理

- ・ 生涯学習施設は施設設備両面の老朽化が課題となっており、長期保全計画に基づいた長寿命化を図り、市民が安全かつ快適に芸術文化に親しめるよう適切な管理と運営を目指してまいります。

3 あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権教育の充実

- ・ 生涯学習の基盤として人権教育を位置づけ、人権について正しい認識を醸成し、さまざまな人権課題への理解を深め、解決するために人権教育を計画的に推進してまいります。また、関係機関と連携しコロナ禍でも実施可能な講演会・研修を開催し、人権教育の啓発に努めてまいります。

(2) 人権啓発の推進

- ・ インターネットによる人権侵害等社会情勢の変化により、人権課題が複雑・多様化している状況を踏まえ、また「安中市新型コロナウイルス感染症の対策及び人権擁護に関する条例」に基づき、継続的な人権教育・啓発の推進が必要です。あらゆる機会、場を通して子供から大人まですべての市民への人権啓発を推進してまいります。

基本目標2 小・中学校教育の充実

1 学校教育の充実を図ります。

(1) 授業改善の推進

- ・ 児童生徒に生きる力を身に付けるために、「わかった・できた・もっと学びたい」を増やす児童生徒主体の授業づくりを進めてまいります。
- ・ タブレット端末を活用し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりのために、教職員のICT研修の充実に努めてまいります。
- ・ 溫かな人間関係を基盤とし、児童生徒に自己を大切にする心や人を思いやる心、感動する心を育てられるよう道徳教育・人権教育の充実に努めてまいります。
- ・ 児童生徒が自らの健康に关心をもち、望ましい生活習慣を育めるよう健康教育や体力向上を図る計画的な取組に努めてまいります。
- ・ 持続可能な社会の創り手を育成するために、児童生徒がSDGsの目標や取組、指導内容との関連を意識した授業の充実に努めてまいります。

(2) 社会に開かれた学校づくりの推進

- ・ 学校教育の方針や内容について保護者や地域の方と共有し、地域の特色を生かした教育課程の編制・実施・評価に努め、地域とともにある学校づくりのため学校運営協議会の設置に向けた体制づくりを推進してまいります。
- ・ 地域の自然や産業の教材化を進めるとともに、学校支援センターの機能を活かした地域人材の活用を進めてまいります。

(3) 一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実

- ・ 生徒指導推進支援員や特別支援学級助手等の支援員の増員により、校内の支援体制の強化に努め、特別な配慮を要する児童生徒やコロナ禍により心身が不安定になっている児童生徒への効果的な支援に努めてまいります。

(4) いじめ・不登校への対応の充実

- ・ 毎月の生活アンケート、教師の日常観察等を通して、市いじめ防止基本方針に基づいたいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

- ・ 適応指導教室「せせらぎの家」と学校・関係機関との連携をより充実させるとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用した組織的な対応を図ることで、不登校児童生徒の減少に向けての支援に努めてまいります。

2 教育環境の整備を推進します。

（1）学校のあり方についての検討推進

- ・ 本市の小中学校適正規模及び配置に関する審議会では、適正な規模・配置に向けた具体的な方策についての答申がなされています。この答申の実現に向けて、教育環境の整備を進めてまいります。
- ・ 廃校となった旧坂本小学校、旧松井田西中学校の、合理的で、効果的な今後の利活用に関して、全庁的な協議の呼びかけを行うとともに、その維持管理経費の節減に努めてまいります。

（2）学校施設の整備・充実

- ・ 学校の施設・設備について、安全安心かつ快適な学習環境を最優先として、日々の学校運営に支障を来さないよう、適切に整備を進めてまいります。
特に、現在簡易トイレとなっている原市小学校屋外トイレにつきましては、衛生環境の改善に向け準備を進めてまいります。
- ・ 自校式を実施する学校給食施設につきましては、整備後30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、国の学校給食衛生管理基準に沿ったドライシステム化への改修を行い、食の安全確保に努めてまいります。まずは、大規模校の原市小学校給食調理場から改修に向け着手してまいります。
- ・ 学校施設等の中長期的な施設整備の具体的方針や計画を示し、施設の改修や長寿命化を図ってまいります。
なお、維持補修および衛生管理、器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。
- ・ 学校のICT環境整備につきましては、GIGAスクール構想の実現を踏まえ、安全・安心で充実した教育環境を確保してまいります。

(3) 学校給食事業

- ・ 学校給食事業につきましては、子どもたちの学びを支援するため、市立中学校に在籍する全学年を対象とした学校給食費無料化を実現しました。引き続き、無料化を実施していくとともに、児童生徒の健やかな成長のため、地場産品の活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安全で安心な美味しい学校給食の提供を図ってまいります。
- ・ 学校給食費の納付につきましては、原則として金融機関の口座振替で行っていますが、残高不足等で振替不能となった方や未納者への対応としてコンビニ店舗での納付やスマートフォン決済（QRコード）を導入し、収納率向上、滞納額の削減に努めてまいります。

基本目標3 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの振興を推進します。

(1) 軽スポーツの普及・促進

- ・ 出前講座や体験教室などを開催してスポーツに親しむ機会を提供し市民の健康増進や体力の向上を図ってまいります。また、開催にあたっては新しい生活様式の下で実施します。

(2) スポーツ大会や合宿の誘致

- ・ 大規模な各種大会の開催や市外の学校やスポーツ団体の合宿などを誘致する環境整備を行い、スポーツの振興と交流を通じて地域の活性化を図ってまいります。

(3) 「安政遠足侍マラソン」大会の運営・活用

- ・ 大会の開催にあたり多くの市民の参加と市民との協働による運営を促し、安定した運営体制の下で大会を活用して地域の活性化に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の対策については、感染拡大防止の取組を講じて開催いたします。

2 スポーツ施設の計画的な整備を推進します。

(1) 西毛総合運動公園の改修・更新

- ・ 利用者に安全で安心なスポーツ環境を提供するため、都市公園の長寿命化計画に基づき主要な施設の改修を計画的に進めてまいります。

(2) スポーツ施設の計画的な維持管理

- ・ 市内のスポーツ施設については、施設の長寿命化を図りライフサイクルコストの削減に努めてまいります。
- ・ 既存の施設において老朽化が進む中で、耐震性を考慮して施設の統廃合を含め計画的な整備と維持管理に努めてまいります。
- ・ スポーツセンターにつきましては、施設利用者や来場者の利便性を向上させるため、東駐車場の整備を実施してまいります。

基本目標4 芸術・文化の振興

1 芸術文化の振興を図ります。

(1) 芸術文化事業の充実

- ・ 「新しい生活様式」を実践しながら、コロナ禍でも実施可能な市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画や実施に努めるとともに、芸術文化の関係団体と連携を深め、学習や発表の機会の充実を図ってまいります。

(2) 施設・設備の計画的な維持管理（再掲）

- ・ 長期保全計画に基づいた長寿命化を図り、市民が安全かつ快適に芸術文化に親しめるよう適切な管理と運営を目指し施設や設備の整備に努めてまいります。文化センターの駐車場の駐車台数の不足につきましては、実施計画に基づき市民の利便性の向上に努めてまいります。

2 文化財の適切な保全と活用を進めます。

(1) 文化財の活用推進

- ・ 『歴史の道整備活用事業』は新年度に基本設計、実施設計の作成および国史跡指定に向けた準備を行い、堂峯番所、碓氷関所跡の国史跡指定を目指し事業を進めてまいります。
- ・ 鉄道文化むらに保存されている「ED42形電気機関車」に関する車両図面などの整理を継続して行い、資料の保存と活用に努めてまいります。
- ・ 本市として初めての国指定史跡「築瀬二子塚古墳」と関連する県史跡「後閑三号墳」「下増田上田中1号墳」の価値を守り後世に伝えていくための目標や具体的な取り組みを記載した保存活用計画の策定を行ってまいります。

(2) 文化財に関する情報提供と啓発

- ・ 五料の茶屋本陣のひな人形展・五月人形展の開催、秋に実施している旧丸山変電所の内部公開・文化財愛護ポスター展を引き続き実施します。無形文化財については小・中学生を対象とした伝統芸能教室を開催し、その啓発に努めてまいります。また、文化財施設のボランティアガイドの育成を通じ文化財の保護と活用をPRしてまいります。
- ・ 市内の貴重な文化財について、市民をはじめとする多くの方へ、その価値を紹介し、郷土を学ぶ学習の場として提供できるよう努めるとともに、市民団体が市の歴史・文化資源の魅力を発信するイベントなどに対して補助を行う「歴史・文化の魅力発信事業補助金」を新設し、協働してより一層の情報発信を行ってまいります。
- ・ ふるさと学習館では、郷土の歴史や文化をテーマとした企画展、関連講演会等を開催し、より深い学びの場を提供してまいります。また、寄贈された安中市出身で世界的な彫刻家である故半田富久氏の彫刻作品31点をふるさと学習館正面のエントランス広場部分を中心に設置し常設展示とし、新年度にオープニングとして半田氏の企画展を開催いたします。これを機に、市民をはじめ多くの人に、芸術作品に触れる機会を広く提供してまいります。

(3) 埋蔵文化財調査体制の充実

- ・ 市内における各種開発に伴う埋蔵文化財の事務・調整、確認調査、発掘調査、報告書刊行などを行うとともに、遺跡台帳の更新、出土品の管理などを継続的に実施し、埋蔵文化財調査体制の充実を図ってまいります。